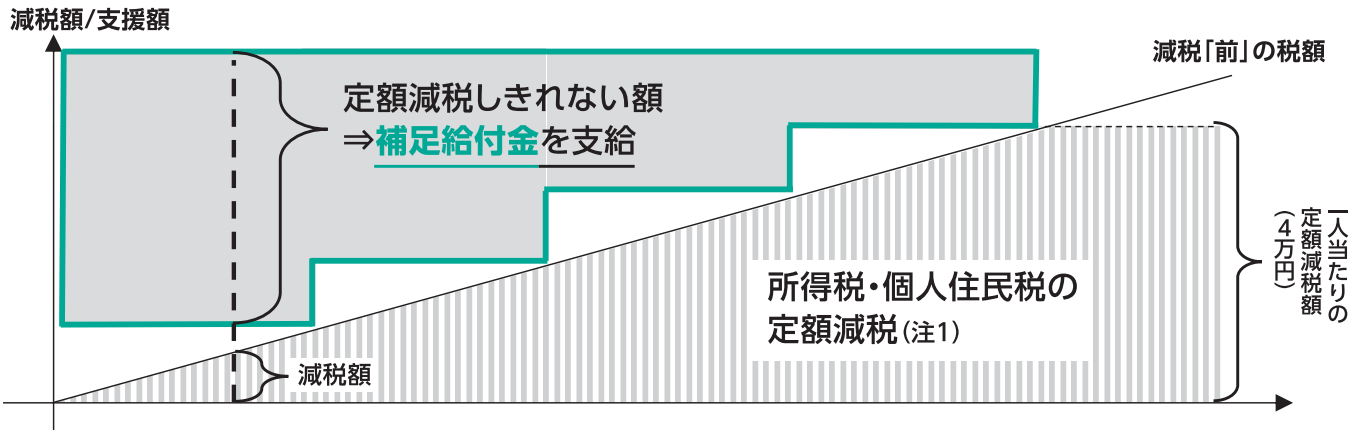


「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金 （「定額減税補足給付金」）のお知らせ

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における物価高への支援の一環として、納税者および同一生計配偶者または扶養親族1人につき4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の定額減税が行われます（注1）が、その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「定額減税補足給付金（調整給付金）」が支給されます。（注2）

定額減税補足給付金のイメージ（注3）



（注1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省ホームページをご覧ください。

（注2）令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税課税市区町村より支給されます。令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

（注3）所得税および個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両方を合算の上、1万円単位に切り上げた額が支給額となります。

支給対象者

納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族の人数に基づき算定される定額減税可能額が次の1・2のいずれか、もしくは、両方に該当する方が対象となります。

- 1 所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数※1）が「令和6年分推計所得税額」を上回る
- 2 個人市県民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数※1）が「令和6年度分個人市県民税所得割額」を上回る

※1 減税対象人数とは納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族の数です。（ただし、国外居住者は対象から除きます。）

ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円）を超える方は対象外です。

令和6年1月1日時点で他の市町村に住所登録があった方は、小松島市における定額減税補足給付金の対象外となります。

支給金額

次の1と2の合算額を1万円単位で切り上げた額を支給します。

- 1 「所得税の定額減税可能額」－「令和6年分推計所得税額」
- 2 「個人市県民税所得割の定額減税可能額」－「令和6年度分個人市県民税所得割額」

支給方法

対象となる方には、7月上旬頃に定額減税補足給付金（調整給付金）支給確認書を送付します。振込先口座や支給額等を確認いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

詳しくは、市ホームページまたは内閣官房ウェブサイト、給付金・定額減税一体措置をご覧ください。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>

給付金・定額減税一体措置

検索

問 小松島市定額減税補足給付金担当（受付時間 午前9時～午後5時（土日祝を除く））

☎ 38・7233 / ✉ soumu@city.komatsushima.i-tokushima.jp

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「定額減税補足給付金」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！